

ひょうご“つながろうアート”応援プロジェクト
令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施要綱

1 目的

新進・若手アーティストが講師として、基礎技術を習得している青少年に対して発展的な内容のレッスンを対面で行うアウトリーチ活動を支援することにより、未来につながる芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

兵庫県ゆかりの新進・若手アーティストで、次のすべてを満たす者（助成対象者1名につき原則受講者1団体限り）の中から、学校や地域の団体が希望する内容等により、協会が選定する。1回のレッスンに原則1名とするが、受講者が11名以上の場合は、2名まで配置することができる。2名でレッスンを実施する場合は、そのいずれもが条件を満たしていること。本助成事業の申請は、いずれか1名が代表で行うものとする。

- (1) 音楽・演劇・ダンス・美術・伝統文化等の芸術活動を行っている者
- (2) 兵庫県在住又は兵庫県を主な活動拠点としている者
- (3) 令和4年4月1日現在で45歳未満の者。ただし、2名以上の場合は平均年齢が45歳未満とする。
- (4) 「令和4年度動画で楽しむひょうごの芸術文化事業」の助成決定を受けていない者
- (5) ひょうごアーティストサロンの推薦を受けた者

3 対象となる事業内容

助成対象者が次により実施する実演実技レッスン

- (1) 対象となる受講者
基礎技術を習得した小・中・高校生で構成される部活動やサークル、地域の愛好団体等で10名程度のグループとする。
- (2) 会場
学校、公共施設等とし、受講者が確保する。
なお、学校、公共施設等を本助成事業の地元主催者とすることができる。
- (3) レッスン時間及び回数
1回2時間程度（最大3回まで）
- (4) その他
原則として受講料は無料とする。ただし、材料、会場等レッスンに必要な物品や場所は受講者が確保するものとする。

4 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 助成対象経費等

費目	対象となる経費	助成額
謝金	講師謝金	1人2時間 1日12,000円 ^{※3}
旅費	講師の交通費 ^{※1} 、高速道路通行料金、燃料費 ^{※2} 、駐車料金	実費相当 1人1回10,000円 ^{※3} 以内

※1 経路と発着地を指定の書類に明記する。また、列車の特急料金は、職員等の旅費に関する条例（兵庫県条例第44号。以下「旅費条例」という。）に準じ、経路が片道100キロメートル以上の場合に限り支給対象とする。

※2 旅費条例に準じ、総走行距離（1キロ未満切り捨て）×37円で算出する。

※3 助成額には、所得税および復興特別所得税の源泉徴収分を含む。

◆対象とならない経費

- ・助成対象経費であっても、レッスン以外の日に発生する経費（事前事後の打ち合わせにかかる経費は助成対象外）
- ・旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法で算出されていないもの
- ・助成対象経費であっても、実績報告において領収書等の挙証書類により経費の発生が確認できないもの
- ・その他社会通念上公金で賄うことが適当ではない費用

6 実施手続

(1) 希望調査

受講を希望する学校や地域の団体等は、「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施希望調査票」を協会に提出する。

(2) マッチング

協会は受付後、内容を確認の上、講師に適当な新進・若手アーティストをマッチングする。

(3) 申請

(2)によりマッチングされた者のうち助成を希望する者は、指定する日までに、「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施申請書」（様式1）を協会に提出する。

(4) 助成決定

協会は、(3)により提出された書類を審査し、助成の可否及び助成金額を決定し、「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施決定について」（様式2）により申請者に通知する。

なお、審査については申請内容を総合的に考慮したうえで、先着順に行う。助成金支払決定額が予算に達し次第、申請を締め切る。

(5) 助成内容の変更または中止

(4)により助成決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、事業内容の変更または事業を中止する場合は、事前に「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施内容変更（中止）協議書」（様式3）により協会に協議する。

(6) 助成内容の変更または中止の承認

協会は、(5)により提出された書類を審査し、協議内容が妥当と認めるときは、「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業の変更（中止）承認について」（様式4）により助成対象者に通知する。

(7) 実施報告

助成事業が終了したときは、受講者は事業終了後2週間以内に「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業アンケート集計結果」（別紙1）に受講風景の記録写真を添えて協会に提出する。

助成対象者は、事業終了後2週間以内又は令和5年4月7日（金）のいずれか早い日までに下記の書類を協会に提出する。

- ①「令和4年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業実施報告書」（様式5）

②旅費明細書（別紙２）

③高速道路通行料金及び駐車料金の領収書等の写し（該当する場合のみ）

(8) 助成額の確定

協会は、(7)により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が適正に執行され、事業成果を認めるときは、助成額を確定し、別紙「令和４年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業にかかる助成額の確定について」（様式６）により各助成対象者に通知する。

なお、確定する助成額が(4)により決定した金額と同額であるときは、通知を省略する。

(9) 助成金の支払い

協会は、助成対象者から提出される「助成金請求書」（様式７）により助成金を支払う。

(10) 助成決定の取り消し

協会は、助成対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定を取り消すことができる。その場合は、「令和４年度ひょうご未来の芸術文化人材創出事業助成決定取消通知書」（様式８）により助成対象者に通知する。

①この要綱の規定に違反したとき

②助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき

③助成決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

④偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

⑤暴力団等であるとき

7 新型コロナウイルス感染症等感染症防止対策

事業を実施するにあたって、協会は国や県の対処方針、及び各種ガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症等の感染症防止対策を実施し、関係者はそれに必ず従わなければならない。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、県及び協会の協議により決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。